

令和元年度 第1回

日野市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 令和元年6月27日(木) 午後2時

場 所 日野市役所 6階 全員協議会室

出席者 被保険者を代表する委員

森 下 侑 一
坂 田 敏 久
佐 々 木 京 子
前 澤 美 佐 江

保険医又は薬剤師を代表する委員

中 川 均
野 田 清 大
内 田 博 之
栗 太 隆

公益を代表する委員

谷 和 彦
鈴 木 洋 子
大 塚 智 和
近 澤 美 樹

被用者保険等を代表する委員

上 村 克 也

事務局

市民部長 古 川 和 子
納税課長 横 井 和 夫
健康課長 平 敦 子
保険年金課長 秦 広 一
保険年金課課長補佐 河 本 良 太
保険年金課保険税係長 上 野 浩 司
保険年金課給付係主査 今 井 信 之
(書記) 小 池 美 菜 子

I 委嘱状交付式

II 運営協議会

議 題

- (1) 令和元年度日野市国民健康保険事業計画について
- (2) 令和元年度日野市国民健康保険特別会計予算について
- (3) 日野市国民健康保険条例の一部改正（専決処分）について 及び
日野市財政健全化計画書について
- (4) その他報告事項について

配布資料

- 次第
- 資料 1 令和元年度事業計画
- 資料 2 - 1 令和元年度日野市国民健康保険特別会計予算（歳入）
- 資料 2 - 2 令和元年度日野市国民健康保険特別会計予算（歳出）
- 資料 3 - 1 日野市国民健康保険条例の一部改正（専決処分）
- 資料 3 - 2 日野市財政健全化計画書について

令和元年度 第1回日野市国民健康保険運営協議会議事録

事務局 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、お集まり頂きましてありがとうございます。ただいまより、運営協議会を始めさせて頂きます。私はこの4月より保険年金課長となりました秦でございます。どうぞよろしくお願い致します。

本日は委嘱状の交付がございます。委嘱状交付式の司会を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。それでは着座にて失礼致します。

本日は被保険者を代表する委員、保険医又は薬剤師を代表する委員、そして被用者保険等を代表する委員の委嘱状の交付を行います。それではただいまより、日野市国民健康保険運営協議会委員委嘱状を大坪市長よりお渡し致します。お1人ずつお名前をお呼び致しますので、恐れ入りますが市長の前までご移動お願い致します。

－ 市長より、被保険者を代表する委員等9名への委嘱状の交付－

各委員の任期は、平成31年4月1日から令和4年3月31日までの3年間でございます。それでは、大坪市長よりご挨拶がございます。市長よろしくお願い致します。

－ 市長挨拶－

ありがとうございました。これをもちまして、委嘱状交付式を終わります。引き続き、運営協議会に移りたいと思いますが、大坪市長はこの後別の公務がございますので、ここで退席させて頂きます。

では改めまして、令和元年度第1回日野市国民健康保険運営協議会を行います。運営協議会規則第6条により、協議会の議長は会長とすると規定されておりますので、大塚会長よろしくお願い致します。

議長 それではただいまより、令和元年度第1回日野市国民健康保険運営協議会を開始致します。皆様のご協力により議事を円滑に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。ただいまの出席者数は13名でございます。委員数14名の2分の1以上の出席となっており、定足数を満たしております。先程市長から委嘱状が交付されましたが、新任または在任により9名の委員が委嘱されました。初めての顔合わせになる委員の方もいらっしゃると思いますので、

各委員からご挨拶をお願いしたいと思います。

－ 各委員挨拶－

続きまして、事務局職員の紹介をお願い致します。

－ 事務局職員挨拶－

それでは次第に従いまして進行をさせていただきます。これより運営協議会規則第12条の規定により、議長において会議録に署名する委員のご指名をさせていただきます。この順番ですが、出席者のうちお手元の委員名簿の上から順に2名ずつ指名をさせて頂いております。本日は、「森下委員」と「坂田委員」をお願い致します。

本日は審議事項がございませんので、報告事項に移ります。(1) 令和元年度日野市国民健康保険事業計画について、事務局より説明を求めます。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 保険年金課長でございます。それでは資料1になります。

－ 資料1 令和元年度事業計画 説明－

議長 それでは、事務局からの説明が終わりました。これより、委員の皆様からご質問ご意見がありましたら、挙手の上ご発言をお願い致します。A委員。

A委員 いくつかお聞きしたいことがございますので、まとめてご質問させていただきます。インセンティブ補助金の獲得ということで12項目あり、平成30年度の実績評価は4位ということですが、評価の高い計画の紹介と令和元年度の重点計画・事業を教えてくださいということが1点あります。

それから、短期証の関係なのですが、短期証の発送がいつで、該当者全員に一斉に発送するものなのかということを知りたいです。納税交渉の後に発送があるのかと思っていたのですが、該当者一斉に発送するのかを教えてください。

それと3つ目なのですが、被保険者の税額減免について周知をしていくということですが、私は広報を確認し7月1日号の記事を見させて頂きましたが、私

も国保なので通知を見たり、ホームページを見たりしてはいますが、どのように周知をしているかということをお示し頂きたいです。ホームページも対象になる方の紹介をしたり、今回の広報に書いてあるように自分が該当するのかどうかの認識を持って頂き、保険税の支払が難しい方で軽減制度について分からないで支払いを無理だと思い遠ざかってしまうと困ったことになるので、該当になる方にはきちんと認識してもらう必要があると思います。それぞれの表記を見たところ、「会社都合による離職者は」という表現がありますが、これは会社都合以外の場合も該当するケースがありますので、この表記を改善できるかということをもとめてお伺いできればと思います。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 順不同ではございますが、お答えさせていただきます。

免除・減免に関しましては、ホームページでの周知が足りなかったようであります。こちらについて再考させて頂き、市民に分かりやすく見えるようなものにしていきたいと思っております。また文言に関しましては会社都合以外のものもあるということでもありますので、再度確認させて頂き分かりやすくまた見やすい表記にしていきたいと思っております。

それから短期証の件でございます。基本的に保険証は2年のスパンで毎年更新させて頂いておりますが、短期証に関しましては2年から半年ごとというような形でこれまで更新をさせて頂いております。本来であれば保険税を滞納されている方が短期証に該当されている方ですので、そちらの方に足を運んで頂き、その中で滞納されている方について今後のお話を伺いながら、できれば短期証を解消し2年間持っていただけるように窓口でお話をさせて頂きたいと思っております。しかし、今のところ自治体に致しましては自動的に短期証を送らせて頂いているのが現状です。その中でやはり問い合わせ等がありますので、そちらに関しましてはその時に滞納されている方向けに滞納分に合わせた相談等を行い、お話しする機会を設けるようにしております。

それと、最初のご質問のインセンティブ補助金の獲得の件ですが、昨年度一番大きかったところとして、糖尿病性腎症重症化予防事業が大きかったように思います。引き続きこちらに関しては今年度も重点項目として強化していきたいと思っておりますし、微量アルブミン尿検査についても強化していきたいと考えてお

ります。以上であります。

議 長 A 委員

A 委員 ご丁寧にありがとうございました。短期証については、市民の方から色々なケースを伺っているのですが、一度困難があるとその後所得が増えるわけではないので、誠実に払いたいと思って追いかけて追いかけて払っていても転機が来ないと困難な状態が変わらないと思います。今お伺いしたら短期証を自動的に送っていただいているとのことですので、ご本人にお支払いをして頂くのが1番ですが、それもなかなか難しいことですので、短期証が手元になくなってしまいうという事態がないようにしていただければと思います。

また、先ほどお伝えした事由に該当すると国民健康保険税が減免になりますが、特に離職した場合に国民健康保険税は前年度収入を基に計算されますので、一番支払いが困難な状況になると思います。会社都合になるのか、自己都合になるのか、わかりやすく明確にして頂き、自己都合になる場合は国民健康保険税を払っていかなければならないことを皆さんに分かりやすく伝えていって頂きたいと思います。

議 長 他にご質問並びにご意見はありますでしょうか。B 委員。

B 委員 重点施策の医療費適正化事業のところでは分からないことがありまして、多受診者(頻回受診、重複受診、重複服薬)の基準となる医療機関受診の頻度はどのくらいになるのか数字が分かれば教えて頂きたいのと、昨年度分析の検証結果はどのようになっているのかを知りたいのですが。

議 長 保険年金課長

事務局 今詳しいデータを持ち合わせていないため、後日整理させて頂きお答えさせて頂いてよろしいでしょうか。

議 長 では保険年金課長に確認させて頂きます。今の委員からの質疑に対し、後日整理しまとめて頂いたうえで、その際にペーパーとして渡して頂けるということでもよろしいでしょうか

事務局 はい。その際にはペーパーとして各委員の方に送らせて頂きます。

議長 もし可能であればだいたいどれくらいの期日までにまとめられるかを教えて頂けますか。

事務局 この会が終わって直ちに整理させて頂き、来週中には送付させて頂きたいと思
います。

そしてもう1点、多受診者の件については、頻回受診者・重複受診者・重複服
薬者への保健指導ということで、その3つをまとめて多受診者としていますが、
回数といたしましては概ね月8回以上が対象となっております。

議長 C委員

C委員 医療機関の中では、不眠症の睡眠薬を多くの機関からもらうというのが1番問
題になっていて、それについては薬局や医療機関と情報共有してなるべくそう
いうことが起きないように心がけています。

議長 C委員ありがとうございます。B委員。

B委員 そういものを防止する方法というのは、先生方の中ではありますか。

議長 C委員

C委員 ないです。なるべくその方が何か所の医療機関でどのくらいの量の薬をもらっ
ているかというような情報を共有することや、変だと思ったら日数を減らすと
いうことをしています。例えば2週間以上出さないようにしたり、内科であれば
もしかしたら神経的に問題があるかもしれないので、精神科の専門の先生に
かかってくださいというように案内しております。

議長 ありがとうございます。ではD委員。

D委員 今のようなお話で皆さん頑張られているわけですが、実際に患者さんがそうい
う人だとしても薬局で捕まえるわけにもいかないし、薬を出さないということ
もなかなか難しいのが現状です。たとえ処方箋がコピーをされていたとしても
実際は区別がつかないし、分かった時点では10枚以上コピーされているとい
うこともあります。保険年金課ではだいたいそのような対象者は把握している
んですが、指導するのがなかなか難しいこともあります。反社会的な人等色々

いるのですが、警察ではその取り締まりをやっていないと保険年金課からは聞いており、現状はこのような状況です。

B委員 医療費適正化事業のところで、「約50名を対象に通知し、約10名を対象に保健指導を実施する予定です」と書いてありますが、誰が治療をし、あるいは対象者の選定の仕方をどのようにされているのでしょうか。今の話でいうと常習者を把握されているのであれば、それなりの対応をしないといけないと思いますし、保健師さんにするのか、精神薬的な件になるとどのようにするのか、分かっているならば教えて頂きたいです。

事務局 保険年金課給付係主査

議長 保険年金課給付係主査

事務局 平成30年度も対象者に対してアンケートという形で行いまして、アンケート集計をしました。今年度につきましては、重複頻回ですとか重複服薬の方を対象に保健指導を委託により保健師の方に行ってもらうことになっております。対象者の方に保健指導の参加はいかがですかというようなお知らせを配り、その中で手上げ方式で10名の方を対象に保健指導を行っております。なので、実際に保健指導をして頂きたい人にはこちらから直接アプローチすることができておらず、反応のあった方に対する保健指導になってしまうところではあるのですが、令和元年度は10名への保健指導を予定しております。以上です。

議長 B委員

B委員 多受診者というのは何人いるのでしょうか。

事務局 保険年金課給付係主査

議長 保険年金課給付係主査

事務局 多受診者である頻回受診者・重複受診者・重複服薬者合わせて500名程度の対象者がおりまして、その中で保健指導を希望される方を集めます。

議長 B委員

B委員 委託という言葉がでしたが、柔道整復施術療養費レセプトの内容点検の委託といったようなものの意味合いなのでしょうか。

事務局 保健事業を委託するので、糖尿病の重症化予防の保健指導と同じようなイメージです。委託業者の保健師の方により保健指導を行います。

B委員 昨年やったものがあれば結果が出ていると思うので、それを検証・分析して次年度に向けて取り組んでいかないと、ただ単にやりましただと効果が見られないと思うので、検証等をよろしくお願ひしたいと思います。

議長 他にご意見・ご質問はありますか。E委員。

E委員 医療費適正化事業の一環として、協会けんぽではジェネリック医薬品の使用を推進しておりますが、この事業計画の中では記載がなく、データとしてはあるようなのですが、医療費適正化にはとても効果があるといわれているので、日野市さんはそのあたりはどうでしょうか。

事務局 保険年金課長補佐

議長 保険年金課長補佐

事務局 ジェネリック関係について、保険年金課ではデータヘルス事業の中で取り組んでいるものとなりまして、平成30年度の集計結果は出ている途中なのですが、効果額としては9,000万円ぐらい出ております。平成29年度は1億5,000万円程度となっており、平成30年度については平成29年度の同時期と比較しても上回っておりますので、平成29年度同様平成30年度もジェネリック通知を出していることで一定の効果が得られているのではないかと考えております。以上です。

議長 では他に質問はございますでしょうか。続いてご意見は何かありますでしょうか。なければ(1)令和元年度日野市国民健康保険事業計画についての件を終了させて頂きます。続きまして、(2)令和元年度日野市国民健康保険特別会計予算について、事務局より説明を求めます。

事務局 保険年金課長補佐

議長 保険年金課課長補佐

事務局 それでは、令和元年度日野市国民健康保険特別会計予算に関する件について進めさせていただきます。資料の方が、資料2-1・2-2を使わせて頂きます。

まず冒頭なのですが、資料2-1の歳入について1か所訂正がございます。下の方になるのですが、款7項3の雑入のうち「2退職被保険者等第三者行為に伴う納付金」のところで、前年度比増減なしと書いておりますが、前年度予算が70万円であり、今年度50万円を計上しておりますので、-28.6%へ変更となりますので、ここで訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

- 資料2-1 令和元年度日野市国民健康保険特別会計歳入 説明-
- 資料2-2 令和元年度日野市国民健康保険特別会計歳出 説明-

議長 それではただいま事務局からの説明が終わりました。まずは本件につきまして、委員の方からご質問があれば挙手の上、ご発言をお願い致します。F委員。

F委員 インセンティブ補助金というのは、歳入の項目の中の保険者努力支援分というのになるのですか。

事務局 保険年金課長補佐

議長 保険年金課長補佐

事務局 お見込のとおりでございます。款4都支出金の1都補助金の中の保険者努力支援分になります。以上です。

議長 他に質問はございますか。G委員。

G委員 財政健全化計画との絡みもあると思うのですが、今年度の歳入のその他会計繰入金額が18億1,800万円となっており、これは計画の中で1年おきに保険税を値上げしながら調整していくというものかと思いますが、平成29年度対比5億ぐらい減り、また平成30年度でも減少しており、ある意味予定通り制度改正が反映されているということでもよろしいでしょうか。

事務局 保険年金課長補佐

議長 保険年金課長補佐

事務局 一般会計繰入金を含めたその他会計繰入金は、G委員がおっしゃったように年々減ってきております。昨年度皆様のご協力を頂き税率改定をさせて頂いており、こちらが今年度の予算に反映しております。税率改定にかかる見込みと、先程から申し上げているように被保険者数が減ってきておりますので、国保の歳出予算として全体的に減ってきております。そういった関係から、一般会計からの繰入金が減少しております。一応今のところほぼ見込どおりであると考えております。ただ、基本すべての計算のベースは被保険者の数となっております。昨年度と比べると1,500人ほど減っており、この減り方は今までなかった減り方でございますので、このあたりは注視しながら見込みよりも減りが強いかわ弱いか見ていき、計画の方も随時改定していきたいと考えております。

議長 他にご質問はございますか。なければ、ご意見があれば挙手の上ご発言をお願い致します。ご意見もないようでございますので、(2)令和元年度日野市国民健康保険特別会計予算についての件を終了いたします。

続きまして、(3)日野市国民健康保険条例の一部改正(専決処分)について及び日野市財政健全化計画書について、事務局より説明を求めます。

事務局 保険税係長

議長 保険税係長

事務局 保険税係長でございます。お手元の資料3-1について、説明させていただきます。

ー 資料3-1 日野市国民健康保険条例等の改正について 説明ー

続きまして、保険年金課長でございます。お手元の資料3-2について、説明させていただきます。

ー 資料3-2 日野市財政健全化計画書について 説明ー

議長 事務局より説明が終わりました。ただいまの件につきまして、まずご質問がございましたら、挙手の上ご発言をお願い致します。A委員。

A委員 まず平成31年度の税制改正について、限度額が58万円から61万円に引き

上げることによって、影響する世帯数はどのくらいあるのか知りたいのですが。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 平成31年度の引き上げに伴いまして、21世帯が軽減の適用が受けられなくなるということで試算をしております。ただし、平成30年度件数での試算になりますので、今後若干件数が変わってくる可能性はあります。

A委員 まだ平成31年度の件数は出ていないということですか。

事務局 21世帯というのは、平成30年度の世帯数であります。ただ、平成30年度と平成31年度の割合の数字は変わらないと考えております。

A委員 所得の高い方の場合で、限度額が所得割・均等割で計算する際、課税限度額を58万円から61万円に引き上げることで、61万円をマックス払うことになる世帯が21あるということでしょうか。また、その場合に歳入として入る金額はいくらになるのでしょうか。

事務局 市民部長

議長 市民部長

事務局 今まで平成30年度で計算したときにマックスに達する人たちが331世帯あり、全員がそのまま該当するのかということ、ここで3万円上がったことでその中で21世帯の方が該当しなくなるということで、310世帯はそのまま該当しますということです。そうしますと、310世帯はそれぞれ3万円上がりますので、およそ900万円程度の税収が見込めますが、ただ赤字解消計画を作成したときにはまだ反映していませんので、その数値はこちらに反映しておりません。

A委員 ありがとうございます。つまり、所得が若干多い方については、もう少し負担をして頂く人を増やすという考え方で税制改正をされたということですね。先程加入者が減ってきているので、平成30・31年度でなかなか数字が出ていないということでしたが、割合そのものが変わらないというのは、平成31年

度の件数のことをおっしゃっていますか。

事務局 市民部長

議長 市民部長

事務局 先ほど割合が変わらないといったのは、軽減の割合が変わらないということをお願いしたので、今ちょうど算定している途中ですので、令和元年度の件数で確定した数字が出ておらず、この場合にはお答えできないのですが、金額的には下がり税率は変わらないというのはあくまでも軽減世帯のことになります。

A委員 協会けんぽに比べて倍くらいの負担になるということで、保険料についてはどのように考えていくか市民の皆様にご負担して頂くか、頭を悩ませていらっしゃると思います。国の制度改正ということも踏まえたうえのことかと思いますが、こうした国保の制度改正に関することは重要だと思いますので、市民の方によく分かるように周知を図っていただきたいと思います。どのように制度改正に関し周知を図っていらっしゃいますか。

事務局 市民部長

議長 市民部長

事務局 まず国保の広域化になったとき、市民向けの説明会をさせていただきました。なかなか広報だけでは市民への周知が難しいこともありますので、説明会をさせていただきました。また、赤字健全化計画の提言は制度が始まって初めてということで、今までこういったものがなかったということなので、こちらでもできれば市民の方に周知を図るため、市民向けの説明会を実施したいと考えております。この計画は既に出来上がっているものになりますので、今後どうしていくかということも考えていきたいと思っています。

A委員 やはり市民の方に理解して頂けないと支払いにくい状況を作ってしまうと思うので、市民への周知をお願いできればと思います。

もう1個確認したいのが、財政健全化計画の方で平成35年度までの削減計画が出されているのですが、以前示された医療等支援分・介護支援分を含めたもので平成31年度は5.2%かと思いますが、この計算を使って出されたもの

が今回のものになるのでしょうか。

事務局 保険年金課長補佐

議長 保険年金課長補佐

事務局 そのとおりでございます。昨年度運営協議会で示させて頂いた資料の中で、2年に1回、医療については0.2%上げていくと示させて頂いております。今回はその根拠になります。

A委員 平成35年度までの計画なのですが、標準保険税率で示された数字にどうアプローチをするのか、下げるのか下げないのかを考えていく必要があると思います。標準保険税率との関係でそれに近づけるにはどうするかというご意見があれば、教えて頂きたいです。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 標準保険税率が都から示されてはいますが、日野市の保険税率から考えますと、やはりそこまで上げることは難しいのが現実です。ただ、赤字解消計画の策定にあたりましては、来年度あたりに税率改定を予定しておりますので、その中で標準保険税率に近づけていくことになるかと思えます。ただ、急激な税の負担を被保険者に強いることのないよう、今後運営協議会の中でも話し合っていきたいと考えております。

A委員 ありがとうございます。

議長 他にご質問等はございますでしょうか。

事務局 保険税係長

議長 保険税係長

事務局 1点補足なのですが、資料3-1でご説明申し上げましたが、次第にはⅡ運営協議会の2(3)日野市国民健康保険条例の一部改正(専決処分)と記載され

ておりますが、今回専決処分でご承認いただいたのは、説明申し上げた資料3-1の1ページ目についてでございます。2ページ目・3ページ目は、厳密に言いますと減免要綱の改正ですので、専決処分を頂いたのは税制改正に限って出でございます。説明が不足しておりまして申し訳ございませんでした。

議長 他に何かありますでしょうか。なければご意見がありましたら、挙手の上ご発言をお願い致します。F委員。

F委員 健全計画で1年ごとに標準保険税率を見据えた保険税率の見直しの考えがありますが、データヘルス計画に基づき未病に至らず「予防」というところにお金がかかるとは思いますが、市民の方が病気にならないことが1番ですので、そういうところに予算を使って頂き、糖尿病とか透析に至らないような事業を是非充実させて頂ければと思います。

議長 他にご意見はございませんでしょうか。それでは、(3)日野市国民健康保険条例の一部改正(専決処分)について及び日野市財政健全化計画書についての件を終了させて頂きます。

続きまして、事務局からその他の報告事項があればお願い致します。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 次回の日程の件でございますが、第2回運営協議会について11月14日か21日のどちらかで開催したいと考えております。もし今の時点でご予定がある方は、教えて頂ければと思います。それでは再度調整して、またご連絡をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

議長 以上を持ちまして、本日の日程は終了いたしました。それではこれもちまして、令和元年度第1回日野市国民健康保険運営協議会を終了と致します。本日は委員の皆様ご多忙の中お越し頂きありがとうございました。

日野市国民健康保険運営協議会規則第12条により、ここに署名する。

令和元年 月 日

日野市国民健康保険運営協議会

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____